

三田市地域建設業経営強化融資制度

(H21.1.14、H23.3.14、H24.2.21、H24.6.14、
H25.4.1、H26.2.25、H27.3.20、H28.4.1、
R7.11.10、R8.4.1)

1 制度の目的

本融資制度は、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的とする。

2 対象となる建設企業

本制度の対象となる建設企業は、公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業（資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の企業）とする。

3 対象となる工事

本制度は、三田市の発注する工事を対象とする。ただし、次に該当する工事は対象外とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰り越し等工期が複数年度に亘る工事（債務負担行為の最終年度の工事又は前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事を除く。）

4 手続きの流れ

- (1) 公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業（以下「建設業者」という。）は、工事請負代金債権を㈱建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合に譲渡。（工事完成前でも可）
- (2) ㈱建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達。（財）建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施。
- (3) 保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から建設業者に対し融資を実施。
- (4) ㈱建設総合サービス、ジェイケー事業協同組合及び保証事業会社は、工事完成後、三田市から支払われた工事請負代金から、㈱建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾にあたっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。（出来高の査定ではない。）

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合とする。

7 支払計画等の提出

建設業者は、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合からの融資及び保証事業会社の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの下請負人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画等を(株)建設総合サービス、ジェイケー事業協同組合に提出し、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合において確認を行う。

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合の建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、(株)建設総合サービス、ジェイケー事業協同組合又は保証事業会社が建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

9 保証事業会社による金融保証

本制度に係る保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、建設業者が金融機関から公共工事に関する資金の貸し付けを受ける場合において、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 1 号の規定に基づき、その債務を保証する。

なお、保証範囲は、当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、部分払金及び(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合から建設会社への融資額を控除した金額の範囲内とする。

10 実施時期

本制度は、平成 21 年 1 月 14 日から、令和 13 年 3 月末までの措置として実施する。

(当初	～平成 23 年 3 月末)
(第 1 回延長	～平成 24 年 3 月末)
(第 2 回延長	～平成 25 年 3 月末)
(第 3 回延長	～平成 26 年 3 月末)
(第 4 回延長	～平成 27 年 3 月末)
(第 5 回延長	～平成 28 年 3 月末)
(第 6 回延長	～平成 33 年 3 月末)
(第 7 回延長	～令和 8 年 3 月末)
(第 8 回延長	～令和 13 年 3 月末)